

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

農業用廃プラスチック類は適正に処理しましょう！

使用済みマルチや農薬の空ポリ容器、使い終わったハウスのビニール等の農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、生産者の皆様自らの責任において処理するよう義務付けられています。

また、その処理方法は厳しく規制されており、自家焼却（野焼き）や自家所有地への埋立処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

鹿屋市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会では、農業用廃プラスチック類の再生処理を推進しています。

1 生産者の皆様自ら下記再生処理業者に持ち込んで処理しましょう！ ※持ち込む際は、事前に必ず業者へお問い合わせください。

○（株）持増産業 鹿屋市上高隈町470 (TEL:45-2690)
持込数量には制限があります。

- ・ 搬入の際は、**処理料金**及び**マニフェスト**（農業用産業廃棄物管理表）が必要です（マニフェスト用紙の作成には**印鑑**が必要です）。
- ・ 処理業者の営業時間や休業日等に注意してください。また、搬入できる廃棄物の品目が業者によって異なることがありますので、ご注意ください。
- ・ 持ち込む際は異物（土・草・ゴム等）を取り除き、裏面を参考に梱包してください（受け取れない場合があります）。

2 個人で持ち込めない方のために、共同回収を実施いたします！

- ★ 共同回収日・・・令和6年12月19日(木) 8:00~14:00
- ★ 回収場所・・・JA鹿児島きもつき 横山野菜集荷場
- ★ 回収品目及び処理料金

塩化ビニル・ポリエチレンフィルム・肥料袋	40円/kg
農薬ポリ容器(空・ラベルを外す事)・劣化物	
肥料袋	
土壌線虫缶(空)	

※容器等は必ず中身を空にしておいてください

- ・ 当日は、**処理料金**と**印鑑**を必ずお持ちください。
- ・ 種類ごとに梱包して持ち込んでください。
- ・ 上記品目以外のものは回収できません。

【問い合わせ先】

鹿屋市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会 事務局
JA鹿児島きもつき大始良支所 購買事務所内(Tel:41-9127)

農業用廃プラスチックの種類について

《農業用廃プラスチックは【A】・【B】・【C】の3種類に分かれます》

【A】農業用廃ビニール



- ・『農ビ』と記載があるもの
- ・糸入り、ヒモ類は抜いてください。
- ※焼けていたり、劣化が酷いものは【C】農業用廃プラスチックになります

【B】農業用廃ポリ



白ポリ

- ・『農ポリ』と記載があるもの



マルチ

- ・白、黒、ツイン、グリーン、シルバー



肥料袋

- ・肥料袋(種類によっては【C】になります)
- ※肥料袋の中には、肥料袋以外入れないでください

【C】農業用廃プラスチック(その他)



農薬ボトル

- ・農薬ボトルはキャップ・ラベルを取り外し、容器の中を洗ってないものは引取りできません。



サイロラップ

- ・網、PPバンドと一緒に梱包しないでください。
- ・大きめに束ねて2ヶ所結束してください。

- ・ブルーシート
- ・パオパオ
- ・寒冷紗
- ・遮光ネット
- ・バンド
- ・サイロラップ
- ・牧草シート
- ・コンテナ
- ・苗箱
- ・ネット
- ・農薬ボトル(空)
- ・ポット、ポットトレー
- ・パッカー
- ・アゼ波
- ・空フレコン
- ・アゼシート
- ・網
- ・パイプ
- ・タンク ...